

一般健康診断補助（個別健診）について

一般健康診断の個別健診では、医療機関が医師会に加入していなくてもかかりつけの医院、病院、診療所などの医療機関で健康診断が受けられます。

- ・対象者 当組合の被保険者。
ただし、保険料滞納者は補助の対象外です。
- ・補助額 5,000円
ただし、対象者ごとに実際に支払った額が上記の補助額を超えない場合は、その支払った額が補助額となります。
- ・利用方法 受診方法及び実施時期は受診する医院、病院、診療所などで確認してください。
- ・利用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・補助条件 ①健診のすべての結果を提出してください（コピー可）。
②受診者名及び受診日が記載された領収書の原本（コピー不可）を提出してください。
③所定の申請用紙（P47）に必要事項を記入して、健康診断を行った日から**2ヶ月以内**（領収書の日付から起算します）に申請をしてください。
領収書の日付から2ヶ月を経過した場合、補助金の申請は受けられません。
④**特定健康診査の受診券を返却**してください。
- ・留意事項 **一般健康診断補助を受けた場合は、一般健康診断（集合）及び人間ドック（脳ドックを含む）の補助金は受けられません。また、特定健康診査及び一般健康診断（集合）は受診できません。重複した場合は補助した健診費用を返還していただきます。**